2　申請の時期

平成31年度当初からの一般競争（指名競争）契約の参加資格の付与を希望する者は、

⑴　インターネットの場合　平成30年12月３日から平成31年１月15日までの間（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び平成30年12月29日から平成31年１月３日までの間を除く。受付時間は９時から17時とする。）に、

①　建設工事契約の申請者にあっては、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信すること。

https://www.pqr.mlit.go.jp/

②　測量・建設コンサルタント等契約の申請者にあっては、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信すること。

https://www.pqrc.mlit.go.jp

⑵　郵送の場合　平成31年１月16日から平成31年１月31日（当日消印有効）までの間に郵送（書留郵便に限る。）すること。

上記期間経過後も随時に受け付けるが、この場合、参加を希望する競争入札までに資格付与が間に合わないことがある。

なお、平成29・30年度の申請受付より、持参による申請は廃止している。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　林野庁所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）は、平成30年11月１日以降、林野庁及び森林管理局（以下「森林管理局等」という。）のホームページへアクセスして入手することができる。

また、インターネットによる申請をする場合は、２の⑴の①又は②に掲げるホームページアドレスにアクセスし、平成30年11月１日から平成30年12月28日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成30年11月１日から平成31年１月15日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

ただし、測量・建設コンサルタント等契約のパスワードの請求に当たっては、２の⑴の②に掲げるホームページアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書（兼代理申請委任状）」を印刷したものに３⑶の②のエからキまでに掲げる書類を添付し、平成30年12月28日（当日消印有効）までの間に別記３に掲げる送付先に郵送（書留郵便に限る。）するものとする。

⑵　申請書の提出先　インターネットによる申請をする場合、林野庁（本庁）及び森林技術総合研修所の発注に係る一般競争（指名競争）契約の参加資格を得ようとする者は、林野庁を主たる申請局として選択し、森林管理局並びに当該森林管理局の管轄区域に所在する森林管理署、森林管理署支署、森林管理事務所、治山センター及び総合治山事業所（以下「森林管理署等」という。）の発注に係る一般競争（指名競争）契約の参加資格を得ようとする者は、当該森林管理局を主たる申請局として選択し、送信すること。また、郵送による申請の場合においては、希望する森林管理局等に申請書を提出すること。

なお、複数の森林管理局等における参加資格を得ようとする者は、インターネットによる申請の場合においては、希望する森林管理局等を選択の上、本社（店）の所在地を管轄する森林管理局等を主たる申請局として選択し、送信すること。また、郵送による申請の場合においては、申請書にその旨を記載した上で、本社（店）の所在地を管轄する森林管理局等に提出することとし、同じ内容の申請書を複数の森林管理局等に提出しないこと。

⑶　申請書の提出方法　郵送による申請をする場合は、①又は②に掲げる書類等を別記１に掲げる「申請書の提出場所」のうち、３の⑵により申請書の提出先となる森林管理局等の提出場所に提出する（ただし、記載内容に訂正又は疑義が生じた場合は、再提出や説明を求めることがある。）。

①　建設工事契約

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

イ　営業所一覧表

ウ　建設共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合に限る。）

エ　工事経歴書

オ　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４の規定による総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の写し（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において当該加入状況が「未加入」であった後に「加入」又は「適用除外」となった場合は、総合評定通知書の写しのほか、当該事実を証する書類。）

カ　共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合に限る。）

キ　納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式その３、その３の２又はその３の３）の写し

ク　申請者が11に規定する合併等により新たに設立された会社等で合併後５年未満の場合には、当該事実を証明する書類

ケ　グループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査の結果に基づく申請の場合には、企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値等認定書

コ　行政書士等の代理申請による場合には、代理申請に係る委任状

サ　専門技術職員を有する場合は、その職員の登録証等の写し

シ　平成29年度末までの４年間に林野庁、森林技術総合研修所又は森林管理署等が発注した森林土木工事（請負金額が500万円以上のものに限る。）の実績を有する場合は、当該工事に係る契約書の写し、優良工事表彰状（又は表彰通知書）の写し及び工事成績評定通知書の写し（優良工事表彰状、表彰通知書の写しについては、表彰を受けている場合に限る。）

②　測量・建設コンサルタント等契約

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

イ　技術者経歴書

ウ　営業所一覧表

エ　登記事項証明書若しくは登記簿謄本又はいずれかの写し（法人の場合に限る。）

オ　登録証明書等又はその写し（登録を受けている場合に限る。）

カ　財務諸表類

キ　納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式その３、その３の２又はその３の３）の写し

ク　行政書士等の代理申請による場合には、代理申請に係る委任状

インターネットによる申請をする場合は、２の⑴の①又は②に掲げるホームページアドレスにアクセスし、３の⑴においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、３の⑴において入手したパスワードを入力して送信する。ただし、以下のａからｄまでの規定によりそれぞれに規定する書類等を別途提出するものとする。

なお、申請者が経常建設共同企業体の場合等、インターネットによる申請ができない場合は、２の⑵の郵送による申請をすることとする。どのような場合が「インターネットによる申請ができない場合」に該当するかについては、以下のホームページアドレスへのアクセスにより入手できる競争参加資格審査申請書作成の手引き［インターネット編］（平成31・32年度版）で確認することができる。

http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html

ａ　建設工事契約にあっては、①のキに掲げる納税証明書の写しを平成30年11月１日から平成31年１月15日までの間に別記２に掲げる送付先にファクシミリにより送信すること（ただし、入力プログラムを用いて電子納税証明書を送信する場合を除く。）。

ｂ　建設工事契約にあって、申請者が専門技術職員を有する場合は、①のサに掲げる書類を以下の期間内に、以下の提出場所に郵送すること。

ｃ　建設工事契約にあって、申請者が林野庁、森林技術総合研修所又は森林管理署等が発注した森林土木工事（請負金額が500万円以上のものに限る。）の実績を有する場合は、①のアに掲げる申請書のうち様式１―３及び①のシに掲げる書類を以下の期間内に、以下の提出場所に持参又は郵送すること。

ｄ　建設工事契約にあって、申請者が11に規定する合併等により新たに設立された会社等で合併後５年未満の場合は、①のクの書類を以下の期間内に、以下の提出場所に郵送すること。

○　ｂからｄまでに掲げる書類等の提出期間

平成30年12月３日から平成31年１月15日（当日消印有効）までの間とする。

○　ｂからｄまでに掲げる書類等の提出場所

別記１に掲げる「申請書の提出場所」のうち、⑵により申請書の提出先となる森林管理局等の提出場所